

# FUKUSHI meets! 2019 新卒向け 福祉就職フェア 出展規約

## ■規約の履行

本イベントにおいて出展法人は、以下に記載する各規定を遵守しなくてはなりません。これらに違反した場合もしくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると一般社団法人 FACE to FUKUSHI(以下、主催者とする)が判断した場合、主催者は、出展申込の拒否、出展契約の解約、求人記事掲載の解除を、それぞれ行うことができるものとします。

その際、出展法人から事前に支払われた費用の返還および出展契約の解約、求人記事掲載の解除によって生じた出展法人および関係者の損害について主催者は一切補償しないととも、主催者に損害があった場合には、出展法人がその全額を賠償するものとします。

## ■出展契約の成立

出展法人が出展申込書を提出し、主催者がそれを受理した日をもって、出展契約の成立とします。

## ■出展料金の支払い

出展法人は、請求書に記載された期限までに、請求された出展料金全額を主催者の指定する銀行口座へ振り込むものとします。支払期日までに出展料金の振り込みが確認できない場合は、出展契約は当然に解約となります。この場合、主催者に損害がある場合には、出展法人は、その全損害を賠償するものとします。

出展に際しては、出展料金のほかに、装飾費、現地までの交通費等の諸費用が発生する場合があります、それらについては全額出展法人の負担となります。

## ■出展キャンセル料

出展契約の成立後、出展法人からの出展取り消し、解約は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。主催者が出展の取り消しを了承した場合にも、出展法人は下記キャンセル料を支払うものとします。

- ・開催日から起算して61日前まで = 出展料の10%
- ・開催日から起算して60日前から31日前まで = 出展料の30%
- ・開催日から起算して30日前まで15日前まで = 出展料の60%
- ・開催日から起算して14日前から開催日まで = 出展料の100%

## ■転貸の禁止

出展法人は主催者の許可なく、契約区画の全部または一部を他社へ譲渡、貸与等(譲渡料、貸与料等の有無を問わず)を行うことはできません。

## ■会期、開催時間の変更

主催者は止むを得ない事情により、会期および開催時間を変更することがあります。この変更を理由として、出展の取消、契約解除をすることはできません。また、これによって生じた損害は補償いたしません。

## ■開催の中止

天災その他の不可抗力によって展示会の開催を中止することがあります。主催者が会期前に中止を決定した場合に限り、出展料等の既納金をお返しいたします。ただし、中止によって生じた損害については補償いたしません。

## ■損害賠償責任

主催者は、理由の如何を問わず、出展法人およびその関係者が、会場を使用して出展することを通じて被った、人身および財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。また出展法人は、その従業員、代理人、関

係者の故意、過失または無過失によって、会場の施設およびその設備等や、第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。

主催者が、これらの損害の賠償請求を受けた場合、出展法人は、自らの責任でその支払いを行うとともに、主催者に損害が生じた場合には、弁護士に支払った着手金・報酬金等も含め、その全額を速やかに主催者に支払うものとします。

主催者は本イベントにおける一切の制作物の中に生じた誤字、脱字等に関する責任を負わないものとします。

本イベント会場内外で発生した、いかなる事故・事件・盗難等につきまして、主催者または会場は一切の責任を負わないものとします。

#### ■消防・安全

出展法人は、会場に適用される消防および安全にかかわるすべての法規、規則を厳守しなければなりません。

#### ■写真・ビデオ撮影

本イベントにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利その他映像に関する一切の権利は、主催者が有します。

#### ■個人情報の取り扱い

出展法人は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。

利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出展法人が責任をもって管理・運用するものとします。

万一、来場者に損害が生じた場合、出展法人が全責任を負うとともに、自ら責任を持って紛争を解決するものとします。

本イベントにおける施工等の委託会社には、業務上の理由により出展法人の情報を提供することを、了承するものとします。

以上